

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策委員会会則

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策実施要綱

公益財団法人海上保安協会神戸支部

目次

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策委員会会則	1
阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策委員会名簿	3
阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策委員会検討部会名簿	4
阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策実施要綱	5
参考資料	18

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策委員会会則

(名称)

第1条 本会は、阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策委員会（以下「委員会」という。）と呼称する。

(目的)

第2条 委員会は、阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区における津波による船舶等の安全対策について必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 港内津波影響に関する調査
- (2) 船舶対応策の策定
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、海上保安協会神戸支部（神戸海上保安部航行安全課）におく。

(会員)

第5条 委員会は、阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区に関係ある行政機関及び企業並びに団体をもって会員とする。

(役員)

第6条 委員会に次の役員をおき、原則として、台風対策委員会の小委員会メンバーをもって当てる。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(委員会)

第7条 会議は、原則として年1回開催し、委員長は必要と認める場合、会を招集することができる。

(対策の実施)

第8条 委員会は、会議において決定した事項及び港長等の船舶等に対する指示、勧告等を船舶等に伝達することとする。

(検討部会)

第9条 本委員会の中に必要があると認めるときは、津波対策検討部会（以下「検討部会」という。）を設けることができる。

第10条 検討部会には部会長を置き、会議を主宰する。

第11条 部会長1名及び検討部会の構成員若干名は、委員長が委員の中から指名する。

第12条 検討部会は、次に掲げる事項を審議し、その結果を委員会に報告するものとする。

- (1) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策実施要綱に関すること。
- (2) その他本委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が阪神港長、神戸港港湾管理者及び尼崎西宮芦屋港港湾管理者に協議して定める。

附 則

この会則は、平成17年3月30日から実施する。

- (1) 神戸港及び尼崎西宮芦屋港船舶津波対策委員会会則は、阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策委員会会則とし、一部改正（平成23年7月5日）
- (2) 一部改正（第9条検討部会設置）（平成24年3月2日）

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策委員会名簿

令和6年6月現在

		委員名等
◎	委員長	日本郵船(株) 関西支店
◎	副委員長	神戸市港湾局長
◎	委員	大阪湾水先区水先人会 会長
	"	内海水先区水先人会 会長
	"	神戸港はしけ運送事業協同組合
	"	兵庫海運組合
	"	鹿瀬造船(株)
	"	早駒運輸(株)
	"	ジャンボフェリー(株)
	"	神戸起重機船協会 会長
	"	兵庫県漁業協同組合連合会 会長
	"	(株)商船三井
	"	川崎汽船(株) 関西支店
◎	"	オリエント オーバーシーズ コンテナ ライン リミテッド日本支社 神戸支店
	"	神戸地区石油コンビナート等特別防災区域協議会
	"	日本押船土運船協会
	"	神戸サイロ協議会
	"	太平洋セメント(株) 神戸SS所長
	"	兵庫県船舶代理店協会
	"	協同組合 神戸タグ協会 理事長
	"	三菱倉庫(株) 神戸支店
	"	(株)神戸フェリーセンター 社長
	"	神鋼物流(株) 代理店部神戸代理店室
	"	三菱ケミカル物流(株) 尼崎油槽所
	"	日本沖荷役安全協会 神戸支部
◎	"	兵庫県 阪神南県民センター尼崎港管理事務所長
	"	(公社)関西小型船安全協会長
	"	ティー・エム・ターミナル(株) 神戸事業所
	オブザーバー	神戸地方気象台
津波	"	近畿地方整備局 神戸港湾事務所
津波	"	神戸運輸監理部
津波	"	海上自衛隊阪神基地隊
津波	"	兵庫県 危機管理部 防災支援課
津波	"	兵庫県警察本部
津波	"	兵庫県 神戸水上警察署
津波	"	神戸市 危機管理室
津波	"	神戸市消防局 水上消防署
津波	"	尼崎市危機管理安全局
津波	"	尼崎市消防局
津波	"	西宮市総務局危機管理室
津波	"	西宮市消防局
津波	"	芦屋市都市政策部都市基盤室
津波	"	芦屋市消防本部

◎ 小委員会メンバー

阪神港長(神戸海上保安部 航行安全課)
 昼 078-331-6743(内3773)
 夜 078-331-6743(直通) FAX 078-327-8836

西宮海上保安署
 0798-22-7070
 FAX 0798-22-7071

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策委員会検討部会名簿

令和6年6月現在

		委員名等
1	検討部会長	日本郵船(株) 関西支店
2	構成員	神戸市港湾局長
3	"	大阪湾水先区水先人会 会長
4	"	内海水先区水先人会 会長
5	"	早駒運輸(株)
6	"	兵庫県漁業協同組合連合会 会長
7	"	(株)商船三井
8	"	川崎汽船(株) 関西支店
9	"	オリエント オーバーシーズ コンテナ ライン リミテッド 日本支社 神戸支店
10	"	神戸地区石油コンビナート等特別防災区域協議会
11	"	協同組合 神戸タグ協会 理事長
12	"	神鋼物流(株) 代理店部 神戸代理店室
13	"	兵庫県阪神南県民センター 尼崎港管理事務所長
14	"	(公社)関西小型船安全協会 会長
15	"	ジャンボフェリー(株)
16	"	ティー・エム・ターミナル(株)神戸事業所
17	"	神戸海上保安部航行安全課

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策実施要綱

I 目的

本実施要綱は、南海トラフ地震等による津波発生時において、阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区在泊船舶等に対する迅速な通報・連絡体制を確立するとともに、船舶の対応措置を指示するための必要な措置を定め、もって船舶の安全確保及び津波災害の被害防止に資することを目的とする。

II 基本的心構え

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区内在泊船舶に対しては、自船及び乗組員の安全確保を第一におきつつ迅速な避難活動等に取り組む体制の維持・構築に努めさせるとともに、津波の来襲までに時間的な余裕が確保できない場合が予想されていることから、平素からの気象情報等の収集・把握の手段の確保に努めるものとする。

III 実施要領

1-1 津波が来襲する場合、次の措置を講ずること。

区分	津波警報等の種類及び発表基準	措置内容
第一体制 (津波警戒勧告)	<u>津波注意報</u> 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であつて、津波による災害のおそれがある場合。	在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、津波情報の収集、係留索の強化等津波対策に留意すること。
第二体制 (津波避難勧告)	<u>津波警報</u> 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、津波情報の収集に努め、津波来襲時刻等を考慮のうえ港外への退避、係留索の強化等津波対策に万全を期すこと。
	<u>大津波警報</u> 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	1 在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、港外への退避、係留索の強化等津波対策に万全を期すこと。 2 500総トン以上の船舶は、大阪湾中央部周辺海域まで安全に避難可能であると判断した場合、原則として港外に避難し、保船等万全の措置を講ずること。
解除	<u>津波注意報、津波警報、大津波警報解除</u>	各船は港内の状況把握に努め、航行規制等に留意すること。

上記勧告実施時、措置内容として錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨の防止のため、次の事項に留意すること。

- a) 国際 VHF (ch16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
- b) 当直員 (船橋当直・無線当直等) を配置すること。
- c) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

III The guidelines of Measures

1 – 1 Stage of Measures and Details of measures

Measures of Stage	Warning Advisory by Meteorological Agency	Details of measures
PHASE 1	recommendation for taking precaution against Tsunami	Tsunami Advisory When the assumed Tsunami height is between 0.2m and 1.0m, and there is a possibility of a disaster due to a Tsunami . Vessels which there are in a port should collect Tsunami information and arrange additional mooring lines and take other safety measures under consideration to ensure safety of the crew as top priority.
PHASE 2	Recommendation to evacuate against Tsunami	<p>Tsunami Warning When the assumed Tsunami height is between 1.0m and 3.0m, and there is a possibility of a disaster due to a Tsunami .</p> <p>Large Tsunami Warning When the assumed Tsunami height is more than 3.0m.</p> <p>Vessels which there are in a port should collect Tsunami information and consider whether perform refuge to outside of the port consider Tsunami attack time. And vessels should arrange additional mooring lines and take other safety measures under consideration to ensure safety of the crew as top priority.</p> <p>1.Vessels which there are in a port should collect Tsunami information and consider whether perform refuge to outside of the port consider Tsunami attack time. And vessels should arrange additional mooring lines and take other safety measures under consideration to ensure safety of the crew as top priority</p> <p>2.Vessels more than 500 GT evacuate to the recommended evacuation sea area as much as possible, take Tsunami height, Tsunami attack time and other factors into consideration and take all safety measures.</p>
Cancellation	Tsunami Advisory / Tsunami Warning / Large Tsunami cancelled	Each ship obtains information inside the harbor and with attention to regulations

Measures to be taken at the above recommendation, The vessels at anchor and intending to anchor note the following matters to prevent dragging anchor.

a) Maintain communication with Japan Coast Guard.

For example, maintain a continuous listening watch on VHF ch16.

b) Arrange the officer in charge of the navigational watch on the bridge and the radio watch.

C) Maintain AIS in operation at all times.

1-2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表等された場合は、次の措置を講ずること。

区分	基準	措置内容
南海トラフ地震警戒強化 (勧告)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難に必要な支援体制の確保に係る確認。 2 岸壁管理者の対応の確認。 3 荷主企業等の対応の確認。 4 各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認。 5 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること。 6 自主的な避難行動をとること。
解除	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表から一週間後	今後の気象庁の発表に留意すること。

1-2 Stage of Measures and Details of measures

Measures of Stage	Criterion	Details of measures
Recommendation to the Nankai Trough Earthquake Temporary Information	The Nankai Trough Earthquake Temporary Information (Huge Earthquake caution)	<ol style="list-style-type: none"> 1. Confirmation regarding securing of support system necessary for evacuation. 2. Confirmation of correspondence of quay administrator. 3. Confirmation of correspondence of cargo handling companies. 4. Confirmation of evacuation method based on the characteristics of each port. 5. Note Information on Nankai Trough Earthquake announced by the Japan Meteorological Agency. 6. Take voluntary action to evacuate.
Cancellation	One week after the announcement of The Nankai Trough Earthquake Temporary Information (Huge Earthquake caution)	Note Information on Nankai Trough Earthquake announced by the Japan Meteorological Agency.

2 勧告等発令時期

気象庁等から発表された時刻をもって自動的に発令されることとし、各団体、各船舶は独自に津波情報の収集に努め、以後、事務局から情報伝達系統に基づき同情報を伝達するものとする。

第一体制（津波警戒勧告）・・・気象庁等が津波注意報を発表した時刻。

第二体制（津波避難勧告）・・・気象庁等が津波警報・大津波警報を発表した時刻。

解 除（津波避難勧告）・・・気象庁等が津波注意報・津波警報解除を発表した時刻。ただし、港長は、港内における航路障害物・係留施設の損傷・水深減少などの状況を勘案し、二次災害を防止するため、関係機関と協議、調整し、必要な措置を講じる。

南海トラフ地震警戒強化（勧告）

・・・気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した時刻。

解除（南海トラフ地震警戒強化（勧告））

・・・気象庁の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表から1週間後。

3 津波情報の早期入手

テレビ、ラジオ等により津波情報を早期入手し、留意すること。

海上保安庁の無線放送	無線電話	呼出名称 こうべほあん 使用電波 16/12 チャンネル
	ナブテックス (F1B 電波 518kHz)	
漁業無線	呼出呼称 こうべぎょぎょう	
防災行政無線 (拡声子局)		
ホームページ等	神戸海上保安部ホームページに掲載 https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/kobe/ 携帯電話用 https://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/05kanku/kobe/ スマホ用 https://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/ 海の安全情報 https://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/kobe/	

4 勧告等周知要領

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等対策委員会の情報伝達系統に基づき、各委員に伝達するものとする。

また、関係機関・団体、マスメディアを通じて積極的な津波情報の提供に努める。

(1) 伝達手段及び方法

発令及び解除

伝達手段	伝達方法
電話 FAX eメール	神戸海上保安部等から伝達系統に基づき通報。
ホームページ等	神戸海上保安部ホームページに掲載。 海の安全情報（沿岸域情報提供システム）等に掲載。
無線電話	こうべポートラジオ(国際 VHF 神戸海岸局)から 16/12 チャンネルにて放送。 おおさかマーチスから 16/14 又は 66ch にて放送。
防災行政無線 (拡声子局)	
巡視艇等	神戸海上保安部、西宮海上保安署、神戸市港湾局等の船艇により拡声器等にて周知。

(2) 勧告等周知内容

① 第一体制（津波警戒勧告）

- (1) ○日○時○分、兵庫県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表されたことから、港内在泊船等は、津波情報に留意し、係留索の強化等必要な安全措置を講じること。なお、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮すること。
- (2) 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨の防止のため、次の事項に留意すること。
 - a) 国際 VHF (ch16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - b) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
 - c) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

② 第二体制（津波避難勧告（津波警報））

- (1) ○日○時○分、兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたことから、港内在泊船等は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、津波情報の収集に努め、津波来襲時刻等を考慮のうえ港外への退避、係留索の強化等津波対策に万全を期すこと。
- (2) 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨の防止のため、次の事項に留意すること。
 - a) 国際 VHF (ch16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - b) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
 - c) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

③ 第二体制（津波避難勧告（大津波警報））

- (1) ○日○時○分、兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表されたことから、港内在泊船等は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、港外への退避、係留索の強化等津波対策に万全を期すこと。また、500 総トン以上の船舶は、大阪湾中央部周辺海域まで安全に避難可能であると判断した場合、原則として港外に避難し、保船等万全の措置を講ずること。
- (2) 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨の防止のため、次の事項に留意すること。
 - a) 国際 VHF (ch16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - b) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
 - c) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

④ 解除

○日○時○分、兵庫県瀬戸内海沿岸の津波注意報（又は津波警報・大津波警報）が解除されたことから第一体制（津波警戒勧告）又は第二体制（津波避難勧告）を解除した。

⑤ 南海トラフ地震警戒強化

○日○時○分、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたことから、次の事項の南海トラフ地震警戒強化をとること。

- a) 避難に必要な支援体制の確保に係る確認。
- b) 岸壁管理者の対応の確認。
- c) 荷主企業等の対応の確認。
- d) 各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認。
- e) 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること。
- f) 自主的な避難行動をとること。

⑥ 解除（南海トラフ地震警戒強化（勧告））

○日○時○分、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が解除されたことから、南海トラフ地震警戒強化（勧告）を解除した。

- * 先発地震に伴う津波警報等による港内津波対策の勧告が継続中の場合は、同警戒強化を発出しない。
- * 先発地震に伴う津波警報等による港内津波対策の勧告が解除された際に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている場合は、同警戒強化に切り替える。
- * 同警戒強化が発出されているときに津波警報等が発表された場合は、同警戒強化から港内津波対策の勧告に切り替える。

5 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された際の対応

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）以外の南海トラフ地震臨時情報が発表された場合においても、阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策委員会において設定した情報伝達系統により、神戸海上保安部から当該情報等を委員に伝達する。

委員は、台風等対策委員会の情報伝達系統により各委員に伝達するものとする。

- * 「南海トラフ地震臨時情報」の詳細については、別紙1のとおり。

6 港内における船舶対応

南海トラフ地震等の発生後、阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区へ津波が来襲するまで時間的余裕がないものと思慮されるため、港内に所在する船舶の基本的対応を以下のとおりとする。

なお、遠地地震にて発生した津波についても当該対応を基本とする。

(1) 基本的な船舶の対応

① 自力避難が可能な船舶の対応

- イ 津波注意報・警報等情報入手後、船長の判断により安全な海域へ避難する。
- ロ 気象庁等が発表する津波注意報・警報が解除されても港内における航路障害物等による（衝突など）二次災害を防止するため、港長から港則法等に基づく必要な措置を講じることがあるので、その場合、各船舶は安全な海域において避難する。
- ハ 避難中は、テレビ・ラジオ・こうべほあん等のあらゆる手段を活用して津波にかかる情報を入手する。

② 港外退避ができない船舶の対応

イ 船舶の流出・乗揚を防止するため、係留索の増索、投錨の用意、機関の準備等必要な措置を行う。

ロ 人命を第一として、津波注意報・警報等情報入手後、船長の判断により船舶に留まることが危険と判断した場合は、速やかに陸上の指定された避難場所・高台等に避難する。

③ 入港中の船舶（港内航行中の船舶）の対応

イ 津波注意報・警報等情報入手後、すみやかに港外へ退避するとともに、船長の判断により安全な海域へ避難する。

なお、総トン数 500 トン未満の船舶が着岸して陸上若しくは、高台へ避難することにより人命の安全が確保される場合はこの限りではない。

また、神戸中央航路においては航行管制信号に従うこと。

ロ 避難中は、こうべほあん・こうべポートラジオ等のあらゆる手段を活用して津波にかかる情報及び他船舶の動静情報を入手する。

なお、自船及び他船の安全を確保するため必要に応じてVHF等により操船状況を周知するなど最善の努力を図ること。

④ 総トン数 500 トン未満の船舶の避難行動

総トン数 500 トン未満の船舶が港外もしくは港内に避難する場合、神戸中央航路及び航路周辺海域においては港則法、海上衝突予防法に規定された航法を遵守すること。

【参考】港外から港内へ入港しようとする船舶の対応

入港せず船長の判断により安全な海域へ避難する。

なお、総トン数 500 トン未満の船舶が着岸して陸上若しくは、高台へ避難することにより人命の安全が確保される場合はこの限りではない。

(2) 基本的な船舶避難順位

船舶が港外へ避難する際、多数の船舶が防波堤（港の内側）等の狭あい部に集し、輻輳することが予想される。

港内における船舶交通の安全及び整とんを図るため、かつ、短時間でこれら船舶を効率的に避難させるためには、防波堤（港の内側）等の海域において一定の基準（避難順位）を策定する。

特に優先すべき船舶は、危険物積載船及び旅客が乗船する客船・フェリーとする。

《※注1》被害の最小化（減災）を図るための順位であり、避難に際して優先的に水先人・曳船・綱外し作業員を手配できるものではない。

《※注2》自力避難可能な船舶から避難を開始することについて、妨げるものではない。

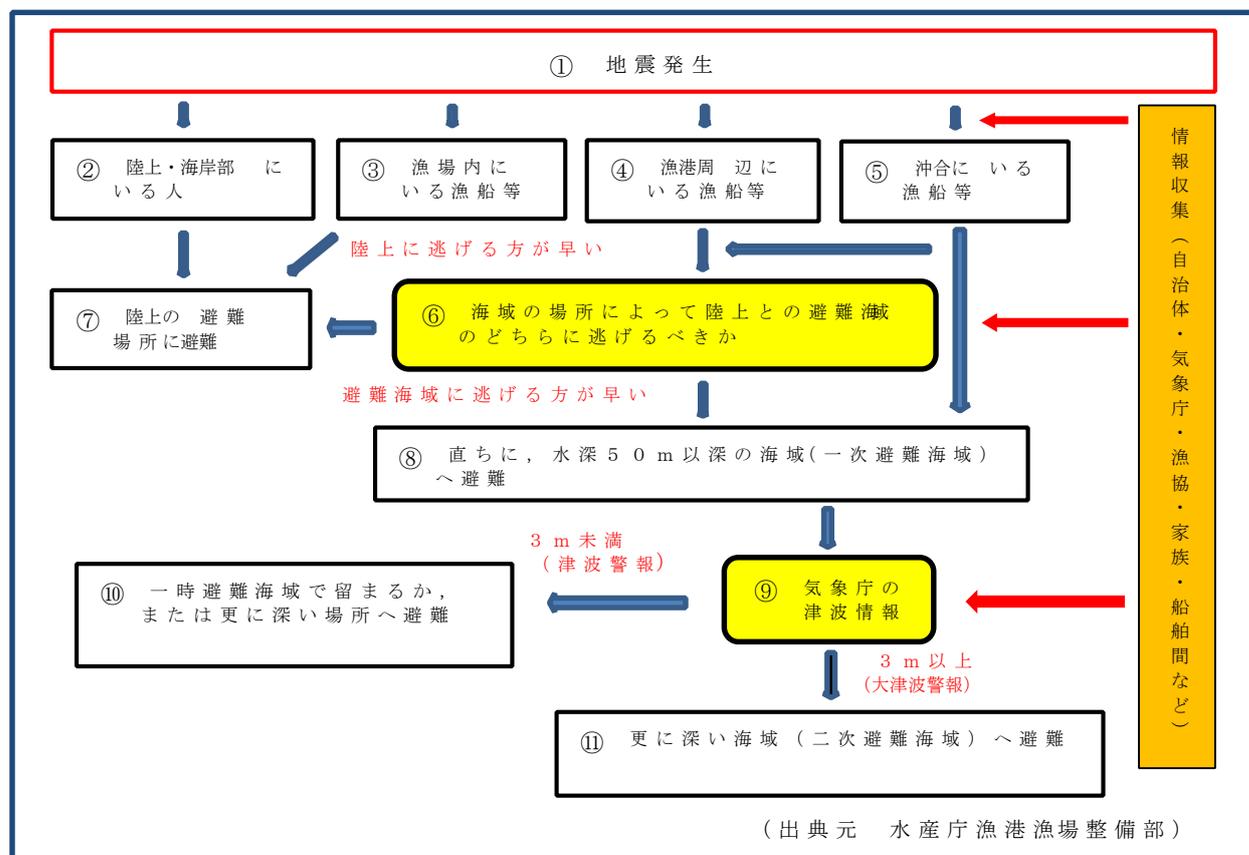
《※注3》海域若しくは船舶によってはこうべポートラジオ、おおさかマーチス等から避難順位にかかる情報提供等がなされることがある。

(3) 基本的な漁船、プレジャーボート等の対応

イ 基本的に陸上の避難場所に避難する。

ロ 陸揚げ等するよりも避難海域に避難する方が早い場合、又は沖合にいる漁船、プレジャーボート等は、直ちに避難海域へ避難する。

- ハ 避難海域への移動時間と係留作業等に要する時間を比較検討し、避難海域への移動時間が見込めない場合、陸揚げ固縛又は係留強化又は港外退避等必要な措置を講じる。



(4) 各岸壁管理事業所及び船舶運航管理者等の津波対応マニュアル作成

各岸壁管理事業所及び船舶運航管理者等は、平素から防災上必要な教育、啓発及び訓練を実施するとともに、特に、気象庁等が発表する津波注意報・警報などにより津波来襲の情報を得た場合、船舶（着岸中の船舶含む。）及び乗組員の避難措置などを明確化したマニュアルを作成し防災・減災に努める。

また、マニュアルに基づき船舶及び乗組員に対し必要な教育・訓練を実施し意識の啓発を行う。

【参考】 南海トラフ巨大地震等により津波警報が発表された場合は、海上交通安全法に基づき明石海峡、友ヶ島水道、鳴門海峡に船舶交通の規制（航行禁止）が実施されます（別紙2参照）。

IV その他（情報伝達の準用）

他の港湾等への情報提供

- (1) 津波予報区分の兵庫県瀬戸内海沿岸及び淡路島南部に津波予報が発表された場合、兵庫県災害対策課から津波予報、津波情報を入手した兵庫県港湾課は、阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区以外の港湾管理事務所へ本要綱に準じて情報伝達するものとする。

(2) 津波予報区分の兵庫県瀬戸内海沿岸及び淡路島南部に津波予報が発表された場合、兵庫県災害対策課から津波予報、津波情報を入手した兵庫県水産課は、兵庫県漁業協同組合連合会へ情報伝達するものとする。

また、兵庫県水産課から津波予報、津波情報を入手した兵庫県漁業協同組合連合会は、関係各漁業協同組合へ本要綱に準じて情報伝達するとともに、操業漁船に対して漁業無線により情報伝達するものとする。

附 則

- (1) 神戸港及び尼崎西宮芦屋港船舶津波対策委員会の設置
(平成 17 年 3 月 30 日)
- (2) 神戸港及び尼崎西宮芦屋港船舶津波対策実施要綱は、阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策実施要綱とし、一部改正
(平成 23 年 7 月 5 日)
- (3) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策実施要綱の一部改正
(平成 24 年 3 月 12 日)
- (4) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策実施要綱の一部改正
(平成 24 年 6 月 13 日)
- (5) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策実施要綱の一部改正
(平成 25 年 3 月 7 日)
- (6) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策実施要綱の一部改正
(平成 25 年 6 月 28 日)
- (7) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策実施要綱の一部改正
(平成 28 年 6 月 6 日)
- (8) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策実施要綱の一部改正
(平成 28 年 6 月 6 日)
- (9) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策実施要綱の一部改正
(平成 29 年 6 月 30 日)
- (10) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策実施要綱の一部改正
(平成 30 年 6 月 20 日)
- (11) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策実施要綱の一部改正
(令和 3 年 8 月 1 日)
- (12) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策実施要綱の一部改正
(令和 6 年 6 月 10 日)

「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」について

平成29年11月1日から、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」（以下「臨時情報」という。）の運用が開始されています。これにより、今後、次の対応が行われることが想定されています。

臨時情報の発表

- (1) 南海トラフ沿いで異常な現象（南海トラフ沿いで M7 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、気象庁が臨時情報を発表します。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」において、異常な現象の評価が行われます。
- (2) 南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性について調査中であることやその可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が臨時情報を発表します。
- (3) 臨時情報は、発生した現象及びその評価結果を受け、随時発表され、南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合には、その旨の発表があり、臨時情報の発表が終了します。

内閣府からの呼びかけ

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べ相対的に高まった旨の臨時情報が発表されたとき、関係省庁災害警戒会議が開催され、内閣府（防災担当）は、国民に対して、地震への備えの再確認を促すことを目的として、今後の備えについて呼びかけを行います。

【参考】以上の対応について記載した資料は次のとおりです。

・「南海トラフ地震に関連する情報」及び「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の当面の運用について（平成29年10月26日気象庁報道発表資料）
http://www.jma.go.jp/jma/press/1710/26a/nteq_operation.pdf

・「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の政府の対応について（平成29年9月26日中央防災会議幹事会決定）
http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/nankai_taiou.pdf

海上交通安全法適用海域における交通制限

明石海峡の交通制限海域

〔A線とB線間の海上交通安全法適用海域〕



交通制限の開始時刻

気象庁から発表された大津波警報又は津波警報に伴う

神戸市の津波到達予想時刻の10分前

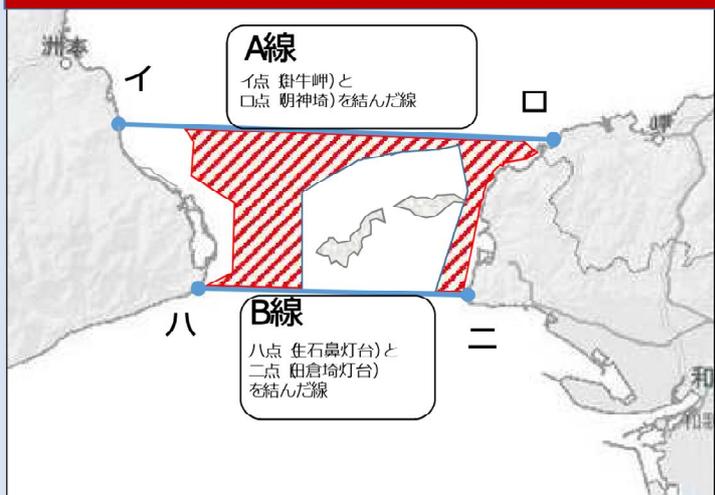
交通制限事項

船舶は定められた海域を航行してはならない。
定められた海域内を航行する船舶は直ちに同海域から出域しなければならない。

漁船、プレジャーボートを含めた全ての船舶

友ヶ島水道の交通制限海域

〔A線とB線間の海上交通安全法適用海域〕



交通制限の開始時刻

気象庁から発表された大津波警報又は津波警報に伴う

淡路島南部への津波到達予想時刻

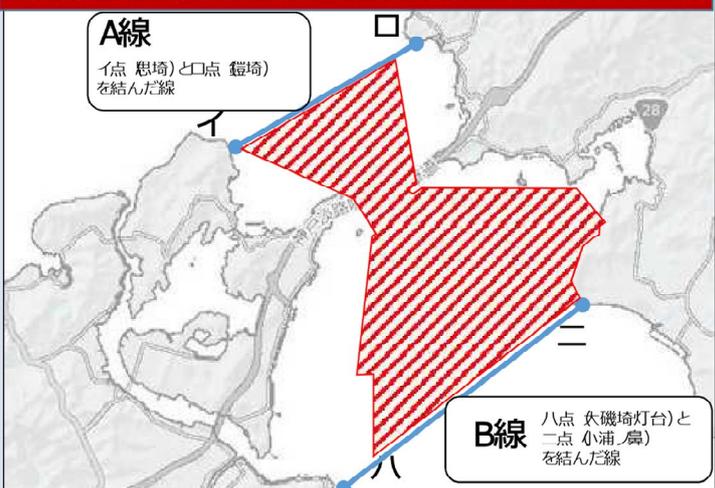
交通制限事項

船舶は定められた海域を航行してはならない。
定められた海域内を航行する船舶は直ちに同海域から出域しなければならない。

漁船、プレジャーボートを含めた全ての船舶

鳴門海峡の交通制限海域

〔A線とB線間の海上交通安全法適用海域〕



交通制限の開始時刻

気象庁から発表された大津波警報又は津波警報に伴う

淡路島南部への津波到達予想時刻

交通制限事項

船舶は定められた海域を航行してはならない。
定められた海域内を航行する船舶は直ちに同海域から出域しなければならない。

漁船、プレジャーボートを含めた全ての船舶

適用法令：海上交通安全法 第26条第1項

罰則：海上交通安全法 第40条第2号 (3月以下の懲役又は30万円以下の罰金)

【参考資料】

兵庫県HP 南海トラフ巨大地震の津波浸水想定について（解説）から引用
市別の最高津波水位、最短到達時間

市町名		最高津波水位 (m)		最短到達時間 (分)	
		県想定 (今回)	国想定	県想定 (今回)	国想定
神戸市		3.9	4	83	83
播磨地域	明石市	2.0	3	115	109
	播磨町	2.2	3	110	109
	加古川市	2.2	3	113	111
	高砂市	2.3	3	117	116
	姫路市	2.5	3	120	119
	たつの市	2.3	2	(120)	—
	相生市	2.8	3	(120)	128
	赤穂市	2.8	3	(120)	126
阪神地域	尼崎市	4.0	5	117	113
	西宮市	3.7	5	112	111
	芦屋市	3.7	5	111	111
淡路地域	洲本市	5.3	6	45	44
	南あわじ市	8.1	9	44	39
	淡路市	3.1	4	65	65

注1) 「国想定」は、内閣府公表（平成24年8月29日）の津波断層モデル③（兵庫県全体の浸水面積が最大となる）を記載。

注2) 津波水位は、「県想定」は小数点以下第2位を切り上げ。「国想定」は小数点以下第1位を切り上げ。津波水位については、県想定において、国のデータから、防潮堤等の構造物や地形の一部を修正して用いているため、国想定との差異が生じている。

注3) 最短到達時間は、津波が初期水位より1m上昇する時間

なお、県想定では、たつの市、相生市、赤穂市について津波水位が最高となる津波断層モデルと、1m上昇時が最短となる津波断層モデルが異なるため、近隣市の県想定結果や国想定の結果を参考に、避難対策の目安となる時間を記載している。

注4) 津波水位は、T.P.（東京湾平均海面）で表示。